

富山市公共交通利用促進団体等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成17年富山市規則第36号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、富山市公共交通利用促進団体等支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共交通 富山市内の鉄軌道及びバス路線
- (2) 団体等 富山市内で公共交通の利用促進活動に取り組む地域住民で組織する団体等

(補助金の交付)

第3条 市長は、地域住民のマイレール意識を醸成し、公共交通の利用促進を図るため、団体等が主体となって実施する事業のうち、公共交通の活性化に資すると認められる事業に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

(補助対象者等)

第4条 補助金の補助対象者、補助対象事業、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表に定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は補助対象事業としない。

- (1) 国、県、市又は民間を含めた各種助成財団等の補助金等の交付を受け、又は補助対象とされている事業
- (2) 専ら交付対象団体等の維持運営を目的とする事業

(交付申請書の添付書類)

第5条 規則第4条第1項に規定する補助金交付申請書（様式第1号）に添付する書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第6条 規則第5条第3項に規定する通知は、富山市公共交通利用促進団体等支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により行うものとする。

(事業計画の変更等の承認申請)

第7条 規則第11条第1項の規定により事業計画の変更等の承認を受けようとする者は、富山市公共交通利用促進団体等支援事業計画変更等承認申請書（様式第5号）により申請しなければならない。

(実績報告書の添付書類)

第8条 規則第12条に規定する実績報告書（様式第6号）に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実績書（様式第7号）
- (2) 収支決算書（様式第8号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

(額の確定通知)

第9条 規則第13条に規定する通知は、富山市公共交通利用促進団体等支援業補助金額確定通知書(様式第9号)により行うものとする。

(帳簿の備付け)

第10条 補助事業者は、補助事業に係る収支の状況を明らかにした帳簿又は証拠書類を整備し、当該補助事業完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

別表（第4条関係）

事業名	補助対象者	補助対象事業	補助対象経費	補助率及び補助限度額
公共交通利用促進団体等支援事業	第2条第2号に規定する団体等	公共交通の利用促進を目的として、地域住民等が主体となって取り組む活動であって、公共交通の活性化に資する事業として市長が認めるもの	補助対象事業の実施に直接要する経費	補助率は、対象経費の1/2以内とし、1団体につき補助金の限度額は、50万円とする。ただし、千円未満の端数は切り捨てとする。

様式第1号(第5条関係)

平成 年度富山市公共交通利用促進団体等支援事業補助金交付申請書

平成 年 月 日

(宛先)富山市長

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名 印

平成 年度において富山市公共交通利用促進団体等支援事業を実施したいので、富山市公共交通利用促進団体等支援事業補助金を交付されますよう富山市補助金等交付規則第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

記

交付申請額 円

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書
- 3 その他

様式第2号（第5条関係）

事業計画書

1 事業の名称

2 事業の目的

3 事業の実施時期及び場所

(1) 時期 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

(2) 場所

4 事業の内容

項 目	内 容

様式第3号（第5条関係）

収 支 予 算 書

収入の部

（単位：千円）

科 目	予 算 額	積 算 の 基 礎
1 自己資金 会費 積立金 その他		
2 補助金 市補助金 その他		
3 寄附金		
4 その他		
合 計		

支出の部

(単位：千円)

科 目	予 算 額	積 算 の 基 礎
1 会場費		
借上料		
設営費		
その他		
2 広告宣伝費		
3 印刷製本費		
4 委託料		
調査委託費		
その他		
5 報償費		
講師謝礼		
その他		
6 負担金		
団体加入金		
団体会費		
7 保険料		
8 事務費		
消耗品費		
通信運搬費		
その他		
9 その他		
計		
対象外経費		
対象内経費		
合 計		

様式第4号（第6条関係）

平成 年度富山市公共交通利用促進団体等支援事業補助金交付決定通知書

富山市指令交第 号
平成 年 月 日

様

富山市長 森 雅 志

年 月 日付けで申請のありました平成 年度富山市公共交通利用促進団体等支援事業補助金については、富山市補助金等交付規則第5条第1項の規定により、次のとおり交付を決定しましたので通知します。

記

補助金額 円

（交付の条件）

（交付決定の取消し）

この交付決定にかかわらず、市長は、補助事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金等の交付の決定を取り消し、又は変更することがあります。この場合において、既に補助金等が交付されているときは、補助金等の全額又は一部の返還を請求することがあります。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 補助金等を他の用途に使用したとき。
- (3) 市長の承認を受けずに、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供したとき。
- (4) 補助事業に関し補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わないとき。
- (5) 補助金等の使途が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になるものと認められるとき。

様式第5号（第7条関係）

富山市公共交通利用促進団体等支援補助金計画変更承認申請書

平成 年 月 日

（宛先）富山市長

団体名
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け富山市指令交第 号で交付決定のありました平成
年度富山市公共交通利用促進団体等支援事業補助金について、次のとおり事業計画
等を変更したいので、富山市補助金等交付規則第11条第1項の規定により、次のとお
り申請します。

記

1 変更理由及び内容

2 変更前交付申請額 円
変更後交付申請額 円

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書
- 3 その他

様式第6号(第8条関係)

平成 年度 富山市公共交通利用促進団体等支援事業補助金事業実績報告

平成 年 月 日

(宛先) 富山市長

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名 印

平成 年 月 日付け富山市指令交第 号で交付決定のありました平成 年度 富山市公共交通利用促進団体等支援事業について、富山市補助金等交付規則第12条の規定により、事業の実績を報告します。

添付書類

- 1 事業実績書
- 2 収支決算書
- 3 その他

様式第7号（第8条関係）

事業実績書

事業の名称	
事業の実施時期	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
事業の実施場所	
事業の内容	
事業の成果	

様式第8号（第8条関係）

収 支 決 算 書

収入の部

（単位： 円）

科 目	決 算 額	積 算 の 基 礎
1 自己資金 会費 積立金 その他		
2 補助金 市補助金 その他		
3 寄附金		
4 その他		
合 計		

支出の部

(単位： 円)

科 目	決 算 額	積 算 の 基 礎
1 会場費 借上料 設営費 その他		
2 印刷製本費		
3 広告宣伝費		
4 委託料 調査委託費 その他		
5 報償費 講師謝礼 その他		
6 負担金 団体加入金 団体会費		
7 保険料		
8 事務費 消耗品費 通信運搬費 その他		
9 その他		
計		
対象外経費		
対象内経費		
合 計		

様式第9号(第9条関係)

平成 年度富山市公共交通利用促進団体等支援事業補助金額確定通知書

富山市指令交第 号
平成 年 月 日

様

富山市長 森 雅 志

平成 年 月 日付け富山市指令交第 号で交付決定した平成 年度富山市公共交通利用促進団体等支援事業補助金については、富山市補助金等交付規則第13条の規定により、次のとおり補助金額を確定しましたので通知します。

記

補助金額 円